

## 重点分野 10 地域包括ケアシステムの深化

地域課題や地域特性に応じた地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制）を地域ごとにマネジメントするとともに、市町支援に取り組みます。

### 取り巻く状況

- 国においては、団塊の世代が全て 75 歳以上になる 2025（令和 7）年を見据えて、入院医療を中心とする「効率的かつ質の高い医療提供の体制の構築」と在宅医療、介護の充実等を図る「地域包括ケアシステムの構築」を一体的に推進することで、ニーズに見合った切れ目のない医療・介護サービスの体制構築が全国で進められてきました。
- 2017（平成 29）年に県が独自で策定した「長崎県版地域包括ケアシステム構築評価基準」（以下、「評価基準」という。）を活用し、各市町における構築状況を継続的に把握しながら、課題解決に向けた取組支援を行ってきた結果、県内全ての日常生活圏域において、地域包括ケアシステムが概ね構築されたとの評価につながりました。
- 今後、85 歳以上人口及び高齢者単独世帯の増加に伴い、医療・介護のニーズを有する高齢者や認知症の人、生活支援や住まいの支援を要する世帯の増加が見込まれます。
- また、人口の動向や医療・介護資源の偏在など地域によって置かれている状況が異なるため、これまで以上に地域の特性に応じた対応が必要とされています。
- 県内で構築された地域包括ケアシステムを持続可能なものにするためには、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、住まい、医療、介護・介護予防、生活支援が包括的に確保できる体制を、住民とともに作りあげていくことが必要です。
- それぞれの地域社会のニーズに応じて、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図るとともに、今後増加が見込まれる認知症の人等への支援・権利擁護を図るため、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を推進する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの仕組みづくりは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し進められています。

## (1) 地域包括ケアシステムの仕組みづくり

### 目指す姿

- 高齢者等が、地域の人たちと支え合い、生きがいを持ちながら人生の最後まで安心して暮らし続けられると実感できる。

本計画における目標	基準値	目標値
地域包括ケアシステムが充実したと判断される圏域数	—	62 圏域 (R8)
地域ケア会議において明らかとなった地域課題（提言内容）に対応している市町数	—	21 市町 (R8)

### ① 評価基準を活用した地域包括ケアシステムの充実

#### 現状と課題

- 市町において、地域包括ケアシステムの基盤整備が行われてきましたが、今後は、生産年齢人口の減少や高齢化の進展に対応できる地域づくりを目指して、地域包括ケアシステムの充実を図っていく必要があります。
- このため、地域包括ケアシステムの充実に向けた市町の一層の取組の推進を目的として、「住民の実感」などのアウトカムの視点を重視した、新たな評価基準を策定しました。
- 新たな評価基準の導入により、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組目標が明確化されることで、PDCA サイクル<sup>※</sup>に基づく市町の取組の推進が期待されます。
- また、地域包括ケアシステムを充実させていくためには、住民や関係団体等との協働が必要不可欠であるため、「我がまちの地域包括ケア」について住民等の理解を深めていく必要があります。

#### 今後の取組

- 新たな評価基準による評価の結果や現地ヒアリング等により、市町の取組状況を継続的に把握しながら課題を共有し、必要な知識技術等を習得する機会を提供することにより、地域包括ケアシステムの充実に向けた市町の取組を支援します。
- 地域包括ケアシステムの充実に向けた地域の取組状況について公表し、住民の理解を深めることで、介護予防や生活支援など地域づくりへの住民の主体的な活動を促進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

<sup>※</sup> PDCA サイクル：業務・プロセスなどを管理・改善する手法の一つ。計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という4段階の活動を繰り返し行うことで継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。

## 地域包括ケアシステムの充実にに向けた新たな評価基準について

### 1 活用の方向性

- 市町の課題解決に向けた取組が見える化し、PDCAサイクルによる取組の改善の促進
- 関係団体等との評価基準の共有による連携強化の促進
- システムの推進状況の住民への周知

### 2 指標の内容

分野	項目例 ※全57項目のうち分野ごとに1項目ずつ抜粋
A 医療	住民が利用する医療機関において、入退院支援が適切に実施されている
B 介護	介護人材の確保に向け、行政、介護サービス事業所、教育関係者等で連携した取組を実施している
C 保健・予防	ケアプランを作成する際に、自立支援の視点から目標を明確にし、地域ケア会議を活用したケアマネジメントができています
D 住まい・住まい方	適切な支援を実施するために、支援が必要な高齢者の生活環境や居住環境を把握できている
E 生活支援・見守り	多様な主体が関わる生活支援・見守り・ボランティア等の地域福祉活動が展開されている
F 認知症・権利擁護	認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、認知症本人からの発信支援の取組を実施している
G 市町と関係者・団体のネットワーク（連携）	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を提言している
H 地域共生社会の実現と住民参画	高齢者・障害者・児童等、各制度単位の支援でなく、複雑化・複合化した課題に対応し、包括的な相談支援体制や他分野との連携による総合的な支援を重層的に実施している

## ② 地域包括支援センターの体制・機能強化

### 現状と課題

- 地域包括支援センターは、総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務の4事業に加え、地域において「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」などの取組と連携することで、地域の保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することを目的としています。
- 高齢化の進展や地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する観点から、機能や体制の強化を図ることが必要です。
- 地域包括支援センターは、地域における多様なニーズへの対応や地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として重要な役割を担っている一方で、センター職員の業務負担が増加しており、特に総合相談・支援業務や介護予防ケアマネジメント業務の負担が課題となっています。

## 今後の取組

- 地域包括支援センター職員の専門性を活かした、総合相談・支援業務や権利擁護、介護予防ケアマネジメント業務の取組に必要な知識や技術等を習得する機会を提供します。
- 国において策定された評価指標を活用して個々の地域包括支援センターの業務の状況等を市町が把握、評価・点検しながら業務量に見合った人員体制を確保し、また保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置を含め、必要な体制を検討するよう助言します。
- ケアラー支援の観点から、複雑化・複合化した支援ニーズに対応した相談支援の強化について、市町が具体的な取組を進めるよう助言します。
- ICTの活用により、介護予防ケアマネジメントの質の向上と効率化を図ります。

### ③ 地域ケア会議の充実

#### 現状と課題

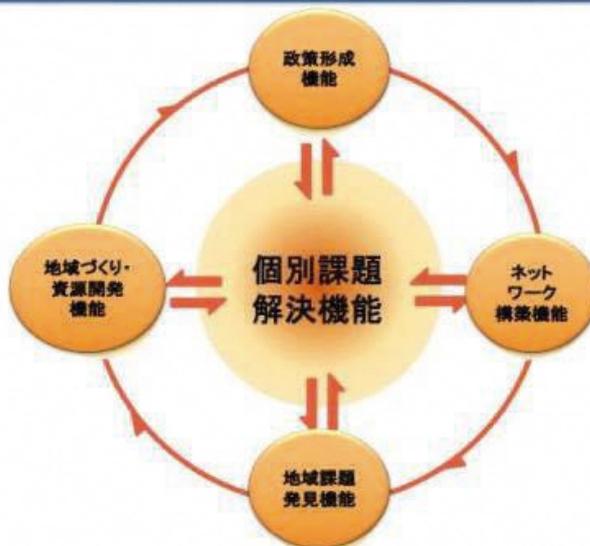
- 地域ケア会議とは、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの普及、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。
- 地域ケア会議において、個別事例の検討を行い、地域課題を把握し、政策形成等に繋がる会議運営に向けて、他地域での課題解決のモデルになる取組の情報共有を図るなどの支援を行っています。
- 県内ほとんどの市町において、地域ケア会議で抽出した地域課題等を必要に応じて介護保険事業計画等の施策に反映する仕組みが構築されています。
- 今後さらに、地域ケア会議を充実させるためには、市町だけでなくリハビリテーション専門職等の専門職、民生児童委員をはじめとする地域の支援者などの会議参加者全員が、会議の目的や5つの機能（「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」）を理解し、共有することが必要です。

#### 今後の取組

- 地域ケア会議が、個別ケースの支援内容の検討を通じた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援の場となるよう、専門職・他機関との協働により実施されることを推進します。
- リハビリテーション専門職等の関係団体と連携し、自立支援・介護予防等の観点を踏まえた地域ケア個別会議への専門職の派遣体制を整備します。

- 市町が地域ケア会議において抽出された地域課題解決のための提言に対応していけるよう、引き続き、他地域での課題解決のモデルになる取組の情報共有を図るなどの支援を行います。

## 地域ケア会議の持つ機能



出典：「地域ケア会議運営マニュアル」（長寿社会開発センター）

## (2) 他分野との連携促進

### 目指す姿

- 地域住民の複雑化・複合化した課題や狭間の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する。

本計画における目標	基準値	目標値
重層的支援体制整備事業実施市町数	0 市町 (R5)	5 市町 (R8)

### ① 重層的支援体制整備事業

#### 現状と課題

- 8050 世帯<sup>※</sup>や介護と育児のダブルケアなど、地域住民の支援ニーズは複雑化・複合化しています。また、福祉サービスにつながらない制度の狭間にある課題や、福祉課題を抱えながら具体的な支援につながらないなど、社会的孤立の問題があります。

※ 8050 世帯：ひきこもりの長期化などにより本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立している世帯。

- 2020（令和2）年6月の社会福祉法の改正では、地域住民のこのような支援ニーズに対応する支援体制を構築するための市町の事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町における包括的な支援体制を整備していくことが課題です。

## 今後の取組

- 市町における包括的な支援体制の構築に向けて、先進事例の情報提供や市町間等の情報交換の場づくりなどにより、市町の取組を促進します。
- 既存の相談支援機関をサポートし、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整を行い、関係機関の役割分担や支援の方向性を定める取組を促進します。
- 会議や関係機関とのネットワークの中から得られた情報をもとに、潜在的な相談者を把握し、家庭訪問、同行支援等、本人との信頼関係の構築に向けた支援を行う取組を促進します。
- 社会とのつながりを作るための支援や、利用者のニーズを踏まえて丁寧なマッチングやメニューの作成、本人の定着支援と受け入れ先の支援を行う取組を促進します。

